

市外の介護保険施設・障害者支援施設等入所者への 横浜市営斎場における市民優先枠及び市内居住者料金の適用について

1 概要

横浜市内に居住していた方が、介護等の理由により、市外の介護保険施設や障害者支援施設等に入所したのちに死亡し、横浜市営斎場で火葬炉や葬祭ホールを利用する場合は、これまで市民優先枠での予約ができず、料金も市外居住者料金としていましたが、令和4年12月1日火葬分からは市民優先枠にて予約ができる取扱いに変更するとともに、御遺族等の減免申請手続きにより、市内居住者料金と同額に減免します。

2 対象となる方

- (1) 死亡時に介護保険法（平成9年法律第123号）第13条第1項に規定する市外の住所地特例対象施設に入所または入居し、本市の介護保険被保険者であった方
- (2) 死亡時に障害者総合支援法（平成17年法律第123号）第19条第3項に規定する市外の特定施設入所障害者であって、本市の介護給付費等の支給決定を受けていた方
- (3) 死亡時に児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第2項に規定する市外の障害児入所施設入所障害児であって、本市の障害児入所給付費の支給決定を受けていた方

3 対象となる施設

- (1) 介護保険法（平成9年法律第123号）第13条第1項に規定する住所地特例対象施設
 - (例) ア 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）（定員30人未満は除く）
 - イ 介護老人保健施設
 - ウ 介護療養型医療施設、介護医療院
 - エ 特定施設（介護専用型で、かつ定員30人未満は除く）
有料老人ホーム、軽費老人ホーム（A型、B型）、ケアハウス、養護老人ホーム
 - オ サービス付き高齢者向け住宅のうち、有料老人ホームに該当するもの。

【住所地特例とは】

介護保険法に規定する住所地特例対象施設に該当する施設に入所した場合、施設所在市町村の財政負担を軽減する観点から、その支給決定は当該施設入所前の市町村が実施することとされています。

- (2) 障害者総合支援法（平成17年法律第123号）第19条第3項に規定する特定施設
 - (例) ア 障害者支援施設
 - イ 児童福祉施設
 - ウ 療養介護を行う病院
 - エ 共同生活支援を行う住居（グループホーム）

【居住地特例とは】

障害者総合支援法に規定する特定施設に該当する施設に入所した場合、施設所在市町村の財政負担を軽減する観点から、その支給決定は当該施設入所前の市町村が実施することとされています。

- (3) 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 7 条第 2 項に規定する障害児入所施設
- (例) ア 福祉型障害児入所施設
 - イ 医療型障害児入所施設

【児童の場合の対応】

児童福祉法に規定する障害児入所施設に該当する施設に入所した場合、施設所在地ではなく、その支給決定は保護者が居住する都道府県（政令市）が実施することとされています。（法令上、住所地特例等の規定はありませんが、住所地特例等と同様の取扱いとなっています。）

(3) 障害児入所受給者証

以下の3点、すべてに該当する方が対象です。

- ①受給者（入所障害児の保護者）の居住地が横浜市内であること
- ②横浜市が発行した障害児入所受給者証であること
- ③サービス内容が障害児入所施設（医療型もしくは福祉型）であり、支給決定期間内であること

障害児入所受給者証		交付日： 年 月 日
受給者証番号		
受給者	居住地	①
	フリガナ	
	氏名	
利用者	生年月日	年 月 日
	フリガナ	
	氏名	
支給決定内容	生年月日	年 月 日
	支援の種類及び内容	
	支給決定期間	から ③ まで
利用者負担に関する事項	加算の決定状況	
	上限月額（国基準）	円
横浜市障害児施設利用者負担助成	適用期間	から まで
	上限月額（市基準）	円
特定入所障害児の食費等給付費の支給内容	適用期間	から まで
	支給額	日額 円
上限額管理	適用期間	から まで
	上限額管理事業者	
特記事項		
支給都道府県又は市及び印	②	
発行児童相談所		

5 手続き方法

(1) 予約

※火葬のみを予約する場合は、市民の方と同様に利用日（火葬日）の7日前から、葬祭ホールの予約をする場合は、利用日（通夜日）の6日前から斎場予約システムにて予約が可能です。

■インターネット予約の場合

【新規予約画面】

●予約内容	
霊柩業者	00 照会 使用しない
使用形態	<input type="radio"/> 火葬炉のみ <input checked="" type="radio"/> 火葬炉と葬祭ホール
使用斎場	<input type="radio"/> 久保山斎場 <input type="radio"/> 戸塚斎場 <input type="radio"/> 南部斎場 <input checked="" type="radio"/> 北部斎場
火葬種別	<input checked="" type="radio"/> 10歳以上 <input type="radio"/> 10歳未満 <input type="radio"/> 死胎児 <input type="radio"/> 人体の一部
使用日時	令和 3年 3月 1日 18時 0分
死亡者の住所区分	<input checked="" type="radio"/> 市内 <input type="radio"/> 市外
死亡者の生年月日	昭和 7年 7月 7日
死亡者の性別	<input checked="" type="radio"/> 男性 <input type="radio"/> 女性
死亡年月日	令和 3年 2月 24日 ※死胎児の場合は、分娩年月日を入力してください。
●死亡者情報	
氏名 (必須) <input type="checkbox"/> 外字有り	<p>試験 作蔵</p> <p>※ 姓と名の間に全角1字分のスペースを空けてください。</p> <p>死胎児または人体の一部の場合は、次のように入力してください。</p> <p>例1：死胎児（火葬葬許可証に父母の氏名が記載されている場合） 死胎児△△△（父 ○○ ○○、母 ○○ ○○）または 死胎児△△△（父 ○○ ○○、母 ○○ ○○）</p> <p>例2：死胎児（火葬葬許可証に母の氏名が記載されていない場合） 死胎児△△△（母 ○○ ○○）または死胎児△△△（母 ○○ ○○）</p> <p>例3：人体の一部 □□（○○ ○○）◇◇</p> <p>※ △は全角アラビア数字（0～9の数字）、○は全角1字分のスペース、◇は氏名、□は火葬対象部位の名称、◇は火葬対象部位の数</p> <p>※ ×は妊娠週数または妊娠月数（火葬葬許可証に記載のとおり入力）</p> <p>※ 外字の表記がある場合は、「外字有り」をONにし、外字部分をひらがなもしくは代用漢字で入力後、「()」をつけてください。また、外字利用報告書をダウンロードし、外字を含む氏名を正確に記載のうえ、使用斎場にFAXで送付してください。</p>
<input type="radio"/> 市内 <input checked="" type="radio"/> 市外 <input checked="" type="checkbox"/> 住所地特例の申請を予定する	<p>※ 住所地特例とは、横浜市内に居住していた方が、介護等の理由により、市外の介護保険施設や障害者支援施設等に入所したのちに死亡し、横浜市営斎場で火葬炉や葬祭ホールを利用する場合に、市民優先枠にて予約ができるとともに、御遺族等の減免申請手続きにより、市内居住者料金と同額に減免する制度です。</p>

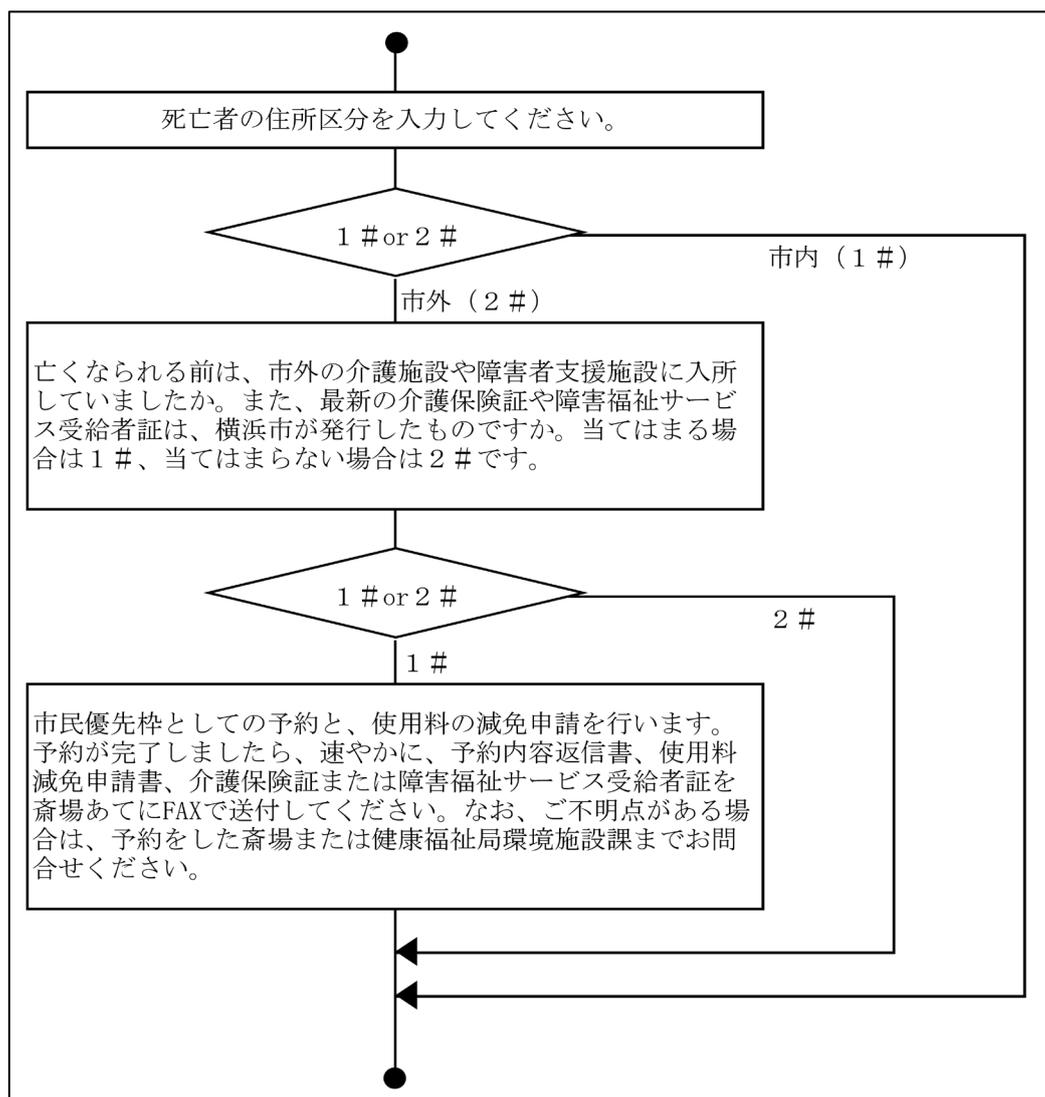
①死亡者の住所区分で「市外」を選択した場合に限り、「住所地特例の申請を予定する」のチェックボックスと説明文が表示されますので、チェックボックスにチェックを入れてください。

<p>以下の予約が完了しました。</p> <p>【予約内容】</p> <p>受付番号：000001</p> <p>使用形態：火葬炉と葬祭ホール</p> <p>使用斎場：南部斎場</p> <p>使用日時：通夜 平成27年03月26日 18時00分</p> <p>告別式 平成27年03月27日 10時00分</p> <p>火葬炉 平成27年03月27日 11時00分</p> <p>【依頼内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予約済一覧から予約内容を確認して、詳細情報を入力してください。 ・予約日の翌日までに詳細入力をしてください。利用日前日に予約した場合は、予約受付完了後、速やかに詳細入力をしてください。 ・死亡者氏名、申請者氏名に外字が含まれる場合は、外字利用報告書に御記入のうえ、使用斎場にFAXで送信してください。（外字利用報告書は、横浜市営斎場予約システムからダウンロードし、A4サイズで印刷したものを御利用ください。） <p>使用料減免申請書及び減免確認書類である介護保険被保険者証または障害福祉サービス受給者証を利用する斎場あてにFAXで送付してください。</p> <p>【使用料減免申請書】</p> <p>https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/sumai-kurashi/saijo/saijo/yoshiki-download.html</p>

②予約完了後に届く確認メールに記載されているリンクから、使用料減免申請書（様式）をダウンロードし、予約日の翌日までに（火葬日前日に予約した場合は、予約完了後、速やかに）、詳細情報の入力とともに、「使用料減免申請書」及び「確認書類（『介護保険被保険者証』又は『障害福祉サービス受給者証』）の写し」の2点を利用する斎場あてにFAXで送信してください。

■電話予約の場合

【音声応答フロー図（抜粋）】



①死亡者の住所区分で「市外（2 #）」を入力後、住所地特例についてのガイダンスが流れますので、住所地特例を選択する場合は「1 #」、選択しない場合は「2 #」を入力してください。

②住所地特例を選択した場合、予約完了後に「予約内容返信書」と「使用料減免申請書」をセットでFAX送信しますので、予約日の翌日までに（火葬日前日に予約した場合は、予約完了後、速やかに）、「予約内容返信書」、「使用料減免申請書」及び「確認書類（『介護保険被保険者証』又は『障害福祉サービス受給者証』）の写し」の3点を利用する斎場あてにFAXで送信してください。

(2) 受付

①火葬当日、受付の際に「斎場・葬祭ホール使用許可申請書」、「火葬許可証（又は改葬許可証）」、「使用料減免申請書」及び「確認書類（『介護保険被保険者証』又は『障害福祉サービス受給者証』）の写し」の4点をご提出ください。

②使用料減免承認書を発行しますので、お受け取りください。

※「2 対象となる方」及び「3 対象となる施設」で（3）に該当する場合は、確認書類として「障害児入所受給者証」を予約時にFAXで送信いただくとともに、受付時にご提出ください。